

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公有財産の管理に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

群馬県の平成 20 年度の貸借対照表(連結会計<総務省方式改訂モデル>)には、公共資産として 31,748 億円(うち有形固定資産 31,284 億円、無形固定資産 236 億円、売却可能資産 228 億円)が計上されており資産合計の 93%を占めている。

これらの公有財産は過年度の予算により支出済みであるが、年度を越えて長期に有効活用が図られなければならない性格のものである。

しかし、公有財産のうち特に長期の使用を前提とする土地及び建物については、行財政改革等による市町村への業務の移管、少子高齢化社会への対応等時代の変遷に伴いすでに使用目的を達成し未利用となっているもの、今後未利用となることが予想されるものがあり、それらの有効活用等の課題、経済の成長期に建設された建物の老朽化に伴う建替更新が集中する場合の予算措置等々の課題が混在している可能性がある。

群馬県では、厳しい財政状況に対応して、行財政改革の徹底による財源の確保と経費の節減に取り組んでおり、財産の管理については、平成 9 年度に県有地の有効利用を目的に「県有地利用検討委員会設置要綱」が施行され、平成 12 年度に「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」が制定され、特に平成 20 年度より未利用地・低利用地を対象に有効活用を目的とする全庁的な検討が開始されている。しかし、土地及び建物については、売却可能な状況にあっても、バブル崩壊以降不動産価額は下落傾向が続いており、特にリーマンショック以降の経済環境下での売却は容易な状況ではない。

このような状況において、県の所有する土地及び建物が適切に管理され、有効かつ効率的に活用され、使用目的の変更等の状況変化が適切に把握され、転用計画或いは処分計画が適時に作成され、建物の老朽化について長期の利用計画に基づき延命計画の作成或いは取替更新の計画と予算措置等が適切に行われ、土地及び建物の取得及び処分の手続が適正適法に行われ、これらの手続及び意思決定に重要な情報を提供する台帳等の整備が適切に行われているかどうかについて監査することは、県民の福祉の充実からも適切なテーマと考えた。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象部局及び対象公有財産

次の部局の所管する土地及び建物を監査の対象機関とした。

- 総務部
- 企画部
- 生活文化部
- 健康福祉部
- 環境森林部
- 農政部
- 産業経済部
- 県土整備部
- 企業局
- 病院局
- 議会事務局
- 教育委員会
- 公安委員会

但し、平成 21 年度の包括外部監査のテーマである住宅政策に関して監査対象となった県土整備部及び企業局の管轄する土地建物を除く。

(2) 監査要点

土地・建物の取得計画は、利用状況の将来性、有効性、効率性、経済性等が、十分に考慮されているか。

土地・建物台帳等が整備され、土地・建物の管理が適切に行われているか。

土地・建物の貸付（普通財産）・使用許可（行政財産）には合理性があり、かつ適法になされているか。

土地・建物は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物は適切に管理されているか。また、業務移管、統廃合等土地・建物の利用状況の変化が適切に把握され、未利用・低利用財産の発生可能性と有効活用の可能性について適時に十分な検討が行われ、有効活用、転用或いは売却が適時に図られているか。

建物の老朽化・陳腐化の状況が適切に把握され、延命計画或いは取替更新の計画及び予算措置等が適切に行われているか。

土地・建物の取得及び処分は法令・規則等に従い適正に行われているか。

5. 包括外部監査の実施期間

平成 22 年 8 月 20 日から平成 23 年 2 月 17 日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 平田 稔

(2) 補助者

公認会計士 永井 乙彦

公認会計士 松井 理

公認会計士 廣瀬 信二

公認会計士 鈴木 祥浩

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 福田 秀幸

公認会計士 金井 孝純

公認会計士 田中 陽子

7 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。